

阿比乃中山

相模湖歴史研究会誌

平成二十九年三月一日 創刊
第三号 平成三十年三月号

はしがき

阿比乃中山 第三号 目次

一、尾崎市長が生故郷に於ける大氣焰

日本新聞記者・谷河梅人

一頁～二頁

*昔の写真 顯鏡寺（大正年代）

三頁

二、父の軍歴 相模湖歴史研究会会員 江藤建市氏

三頁～十頁

三、寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一

相模湖歴史研究会会員 山田正法
十一頁～十七頁

電信柱の紅葉 二十三日神奈川縣津久井郡内郷村の青年会總集会があると云ふので行つて見た。未だ眞暗い午前五時十五分飯田町から乗る。列車は高尾山の下を通る。紅葉で有名な此山に紅葉は更に見えない。桂川水電（実は東京電燈）の電柱の上半部が赤い危険色に塗られて冴えて居る。『高尾山より電信柱の方が紅葉している』と云ふものがあつた。

石老山の伽藍 小仏隧道を潜つて間もなく與瀬に下車すると青年会長で且内郷村小学校長の長谷川一郎君が二三の青年会員らしい若者と共に迎ひ

相模湖歴史研究会の第二号では、明治四十四年十一月二十三日、新嘗祭に内郷青年会が招いた東京市長である津久井出身の尾崎行雄が講演した内容全文を掲載したが、この時、尾崎行雄市長の取材に、日本新聞記者・谷河梅人が内郷村を訪問した。この時の与瀬駅から徒歩で内郷村へ来た時の様子、特に石老山顯鏡寺の事についての光景を事細かに取材し、日本新聞（一八八九年・明治二十二年～一九一四年・大正三年まであつた日刊新聞）に掲載した。また、この明治四十四年頃、記事の内容からすると記者の谷河梅人は二宮金次郎の報徳主義思想に批判的で、また明治後期には二宮尊徳に反対する勢力があつた事を知る事が出来る。それではこの記事を次に紹介する事にする、この記事は内郷村青年会機関紙「阿比能山可希」第四号に掲載された。原稿掲載した人物は鈴木重光で次の様な前置きがあつた。尚、文章掲載中の「註」は筆者が記す。漢字送り仮名等、原文のままとした。

に来て居る。徒歩で間道を取り桂川の蛇岩の渡を越えて進んだ。一里計りで縣道を右に折れて石老山を見に行く。折から時雨して滑つこい道を喘ぎぐ登れば山腹に一伽藍あり、顯鏡寺と云ふ。五十六代文徳天皇仁壽年中の創立にかかるとかや。黄金になつた大銀杏に樹が寺の前門後門に立つて居る。玄関先には蠶卵紙が四五枚ブラ下がつて居り、椽の下にはドラマ・アンダルシャンなどの雞が檻の中に夫れぐ別居してホームを形作つて居る、能く有勝な半農半寺、住職の身代は日に月に太る計りとか。

歴史の破壊者

雨が霽れる、道志川の清流を隔てし川尻方面から渺茫たる武藏野を眺めて得も言はれぬ景色である。伽藍の後の山に登れば磊々たる巒巒幾つとなく峙ちて坐ろに膽を寒からしめる。石老山は巒の名所であった。住職の惠鏡師、銀杏樹の苗を二株宛一行に分与した、銀杏樹は日本しか無い珍木、難有く戴いて辞した。山門を出て、数丁を下れば道には種々の岩塊がある。駒立石には駒の蹄の跡が岩上に印されて居る。長谷川君由来を歴史的に説明すると地質学者の小林君（註 青根出身、當時東京地学協会幹事・小林房太郎）科学で之を説明する。『地質学者は歴史の破壊者だ』と難ずるものがあつて大に笑つた。

二宮宗の悪臭

途上長谷川君の宅で晝食の饗應に与り間もなく会場に行つた。会場は即ち学校のある所で、入口には養蚕に使う竹籠で冠木門に擬したものが立つて居る。更に校堂の入口には若い農夫の腰に草鞋を下げたが手には本物の古い論語を披いて居る、二宮金太郎（実は金次郎）の人物である、此も二宮尊徳翁である。平田大和尚（註 平田東助の事、二宮尊徳の報徳主義推進者、明治四十一年、第二次桂内閣の内相）の悪臭、鼻を衝いてムツとする。（鶯生）〔明治四十四年十一月廿六日日本新聞所載〕

下

大きくなつた

愈々式が始まる。是より先き尾寄東京市長は前夜來

が此地を去る、二三里の又野と云ふ所で同地に七八歳まで居たげな。土地出

身名士の講話があると云ふので村の枠を抜いた村郎村婦大勢来て居る。時間の都合上、凡ての式は後回しにて尾寄市長の演説が始まる『・・・親類のお婆さんが私を捕らへて行雄さん、大きくなつたね、お前さんの七五三の祝に私が手を引いて行つたものだがと言はれた、イクラ私だとて七五三時代よりは大きくなつたに違ひない・・・』などゝチヤる。

得意の減税論 『・・・私もヘイ大分大きくなりましたと思はず言つたが、大きくなつた所では無い、ソロく髪なぞが白くなり棺桶に片足を入れ掛けで居ます・・・中には私をボツチヤンなどゝ言ふた老人もあつた、東京だと無能な市長だとか役に立たぬ市長だとか悪口されて居るが、此れは左程驚かぬ、夫れを頭からボツチヤンと浴せ掛けられるので却て氣後れがして言ひたい事も言へなくなりますが一寸申上げたいのは・・・』との長い前口上で後は例の得意の減税論。

村郎村婦驚く 日清戦役から俄に軍備の為めに租税が高くなり、然かも今日では國民が廿五億円と云ふ租税を荷はされて居る、今年の壯丁の健康状態を見ると遙に前年より劣つて來た、畢竟、税を出す為めに食物を摂した結果で國家の前途大に寒心すべき事であるとの事から日米戦争の愚、軍備擴張の愚を説いて當るべからざる氣焰、約一時半に亘つた大演説を聴衆何れも片睡を呑んで傾聽した。殊に『・・・貴方達の家に赤ン坊がおギヤアと生れる、其瞬間に其赤ちゃんが五十円と云ふ借金を負はされるのである・・』と言つた時には何か思ひ当る事があつてか、顔見合はせる村郎村婦が少くなかつた。（明治四十四年十一月廿八日 日本新聞所載）

筆乃志づく 尾崎愕堂氏が今回山梨遊説の途次上野原停車場で突然一老婦人から親しげに声掛けられた、尾寄氏も一寸誰やら分からなかつたが、これは此町に住んで居る東京市電気局部長安藤保太郎の母堂であつた。母堂は尾寄氏に向ひ『マー貴君大層大きくなりましたネ、丸で見違へるようですね』などゝ、堂々たる男子を丸で子供あしらひにするので側の人さも可笑しさに堪へず、流石に謹厳な尾寄氏も覚えず破顔一笑したそうだ。

*石老山顯鏡寺の写真（大正年代か？）



影撮本飾子五八

SEKIROSAN OF YOSE.

山老石勝名附瀬與

不幸の元凶は隣の中国であった。辛亥革命により清朝が倒れ、一九一二年（明治四十五年・大正元年）に中華民国という中国史上初めて王朝でない共和政権が誕生した。最初の臨時大統領は有名な孫文。しかしすぐその後清朝の將軍のような存在であった直隸總督・袁世凱が大統領に就任する。一九一六年（大正五年）袁世凱は野心をあらわにして中華帝国皇帝即位を宣言するが内外の反対にあって断念。その袁世凱が死去すると各地の軍閥による全面的な内戦状態に入り、それが長く続くことになった。それが収束するのは中国共产党が中華人民共和国の樹立を宣言する一九四九年（昭和二十四年）まで待たねばならなかつた。私が生まれた年である。

この世代は生まれた時から青年時代まで日本は戦争ばかりしていたと言つていい。我が江藤家からは父武雄とその弟、それに我が家の中だつた父の従弟の三人が兵役に就いた。その前の世代の祖父礒市、曾祖父代蔵、高祖父五左衛門とさかのぼつても誰一人戦争に行つていないし兵役にも就いていない。父は二度召集され、従弟は昭和二十年六月南方海上で戦死、弟は終戦近くに召集されたため辛うじて戦わずに帰つてきた。

大正生まれの父の世代は誠に不幸な世代だつたと言わざるを得ない。

「戦争に行つた者は戦場の出来事を語りたがらないものだ。」とよく言われる。私の父は北支戦線に行つた。私が中学一年生の時父が亡くなつたために聞く機会がなかつたせいもあるが、母から聞いた事柄もわずかしかない。父の軍隊手帳とアルバムが残つてるので、一度時系列的にどのような戦場に行つて、どのような状況だつたのだったか調べてみようと思つた。知りたいことは山ほどあつた。中国の地理、当時の日本の徴兵制度や軍の組織、兵制、隊長などの経歴、大規模会戦の状況など。インターネットは便利でかなりのことが分かつた。そしてこの件に関し一文をまとめ上げた。この研究は当時の郷土の典型的な若者の置かれた状況を説明する上で、また郷土史の一コマとして、公表に値すると思い至つた。

二、父の軍歴

相模湖歴史研究会会員 江藤建市

日本はその内戦に巻き込まれたと言つていい。巻き込まれたというと受動的な意味合いが強いが、積極的にかかわった時ももちろんあつた。戦争といふものは始めるのは簡単だが始めた時の意図と全く違う方向に向かうことが多い。その渦の中にいると渦から逃れようとすると中国の内戦にかかわってい向に流される。日本はそういう意味ですると中国の内戦に回してしまつた。そして日本の中国への進出を不快に思つていて米国を敵に回してしまつて結局米国に負けた。第二次大戦の日本はそういう図式にあつた。

さて武雄が生まれたのは一九一八年（大正七年）十一月六日である。この年は一九一四年（大正三年）から始まつた第一次世界大戦が終わつた年である。日本は日英同盟の関係で参戦したが、アジアでドイツと戦争したといつてもたいした戦争ではなかつた。日本は当时その前の日露戦争の勝利によつて満州（中国東北部）に進出して旅順や大連などの租借地の他、満州鉄道などの権益を持つていた。ここを警護するために当然日本軍も進駐している。

武雄が生まれてから十三年後、内郷尋常小学校を卒業する一九三一年（昭和六年）には満州事変が起つて、日本の関東軍は満州全土を占領。翌年一九三二年（昭和七年）には満州国が建国される。ここから数年間は戦争がない状態が続く。

武雄は一九三三年（昭和八年）に高等小学校を卒業すると、家業の農業をしながら学ぶ内郷村立実業補修学校に通い、次いで昭和十年七月内郷村立青年学校に入り一九三八年（昭和十三年）三月に卒業する。この時十九歳である。丁度その前年から日本の中への関わり方がおかしくなつて行く。

一九三七年（昭和十二年）七月七日盧溝橋事件が起つて、これは北京南北方向の盧溝橋で起きた日本軍と中国国民革命軍第二十九軍との衝突事件である。これが日中戦争の直接の引き金になつた。現在ではこれは第三者である共産党軍の仕掛けた作略だという説もある。これは数多くあつた中国軍の一つだつたが、これをきっかけに日本と中華民国との間の全面戦争になつてゆく。この七月の時はまだ中国の北部での戦争だつたため日本では北支事変（両国とも宣戦布告をしなかつたので事変）と呼んだ。

同年八月には第二次上海事変が起つて、中国中部にも戦争が拡大した。この年は加速度的に戦線が拡大してゆく。

さらに同年十二月、今日でも「南京虐殺」という呼称で日本が非難されているところの日本軍による南京占領（当時中華民国の首都だつた）が起つて、負け続けてずると退却する中華民国軍に引き込まれて日本軍はドンドンと中国全土に拡散して行つた。武雄が十九歳の時のことである。

——私はここまで書いて正直ホツとしている。なぜかというと父が南京虐殺にかかわつていなかつたからだ。今でも中国共産党政権や韓国・朝鮮人たちから「三十万人虐殺」といういわれのない非難があるが、今日少なくとも日本では現代史家の秦郁彦先生たちの研究によりこれが嘘であり、大規模な虐殺と言われるようなものはなかつたと言われている。それでも父が南京占領にかかわつていなかつたことは子孫の私としてはホツとする。しかし叔父が父から聞いたところによると父たちも民間人を殺した時があつたそうだ。それはどの戦争でも起つていい。戦火の中の兵士は食うか食われるか、殺すか殺されるかの瀬戸際にいる。たとえ民間人であつても自分を殺す可能性がある輩がいれば攻撃するのは当然だ。当時の中国兵は負け始めると軍服を脱ぎ捨てて民間人になりすまして逃れようとする。これを便衣兵と言つた。これは戦時国際法違反のだがこれも人情としては分かれる。必死に生きようとするのは本能なので責められない。アメリカ兵も韓国兵もベトナム戦争で民間人を装うベトコンと呼ばれたゲリラに悩まされて虐殺をしたではないか。民間人が女であつても同じことだ。ある状況でその女が自分の居所を敵方に知らせて自分が殺されるかもしれないと思つたら殺すしかないと思う。それは人情として責められない。ともかく現在安穏と暮らせる立場の者が現在の考え方でそうした兵士を非難するのはフェアではないと思う。

さてここからがタイトルに掲げた父の軍歴である。父が遺した「軍隊手帳」の記事をたどつてみることにする。

昭和十四年（一九三九年）

一月十一日 現役兵として歩兵第二十六連隊留守隊第七中隊に入営。

召集により陸軍に入隊。年は満二十歳。健康で剛健だったので兵隊検査では甲種合格だつたそうだ。青年学校の最後の年昭和十三年四月の身体検査の結果には身長一五九・五（センチと思われる）、体重五六・二（キログラムと思われる）と記されている。当時の男性としては大きくもなく小さくもない普通の体格だ。これはとりあえず入れられた部隊だつたようだ。

二月七日 軍令陸甲第六号により第三十五師団編成下令。

三月十二日 歩兵第二百二十連隊第七中隊に編入。同月二十五日編成完結。私が調べたところでは歩兵第二百二十連隊というのは山梨県甲府に常駐していた甲府連隊の一つで、その連隊は山梨と神奈川から集められた兵隊だった。その中の四つほどある連隊の中の一つだつたらしい。

四月五日 一等兵。

早くも進級した。日本陸軍の最下級の階級は二等兵だが、初年兵、新兵とも呼ばれ軍隊の教育期間中の階級だつた。戦場にはほとんどいない。一等兵になつたということは教育期間が終わつたことを意味する。左の写真はこの時の写真と聞いた。軍服を着て左頬が腫れ上がつてゐる。これは上官に殴られ放しだつたためといふ。日本軍にはそうした今日でいうパワー・ハラスメントがあり、とにかくいじめて兵隊を鍛え上げる伝統があつたといわれる。父の新兵訓練が甲府だつたのか北海道旭川の駐屯地だつたのかは軍隊手帳からはわからない。



四月十五日 旭川を出発、同月十六日 小樽港を出発。

四月二十二日 支那塘沽上陸。

塘沽（日本トウコ・中国タンクー）とは天津市の東、渤海に面し河口にあつた。天津や北京へ向かう交通の要衝で当時人口一万人、船着き場として知られた。

四月二十六日 河南省新郷着。同月二十七日より新郷付近の警備。

河南省新郷というのは北京市や天津市よりもはるか南西、現在の衛星写真で見ると北部の山岳地帯から中原へ入つた所にあり、北京から中原に入る経路の交通の要衝だつたと思われる。当時京漢線という鉄道が北京から石家庄、鄭州を経て武漢までを結んでいた。当時日本軍は満州から南の中国に深く進

出していたが点と線しか確保しておらず、ここも要衝の一つとして警備の対象だつたのだろう。ともかくここが最初の任地だつた。

塘沽から新郷へ赴任する当時の様子が書かれた文章を見つけた。父の小学校時代の同級生で父の生涯の友人だつた若柳村奥畑の鈴木重彦氏の回想録「ふるさとに心注いで」（平成十三年刊、自費出版）にそれがある。その部分を引用する。

— 昭和十四年十二月三十一日にようやく遼東半島の北側にある塘沽に着きました。それからがまた大変でした。下船して今度は貨物列車で天津、北京、石家庄を経て延々三日間かかつて河南省の新郷という所に到着しました。中国大陸で中原と言えば大陸の中央を意味しますが、河南省は大陸を南北に分断して流れる黄河の南に位置し、かつては古代からのいくつもの王朝が都を置いた洛陽、開封などの都市をもつ中原の中心地でした。新郷は河南省の省都鄭州や開封から近く、のどかな田園風景が広がつていていました。新郷には砲兵連隊の下士官がトラックで迎えに来ていきました。（以下略）—

七月三日より二十四日まで晋東作戦に参加。七月十六日山西省晋城県黒石付近の戦闘で右足部兼脛部砲弾破片創を受け、二十四日清化鎮、第三十五師団第一野戦病院に入院。

八月二十九日 新郷陸軍病院退院、同日原隊復帰。

第三十五師団を調べると、この師団は「昭和十四年二月七日に編成された師団で、編成地は旭川、補充担当は東京である。師団の通称号は『東』で、中国の北支那派遣軍の直轄部隊として黄河北岸の河南省新郷付近に展開、治安維持に努めていた師団である。」と書かれている。

ここで師団というのは軍隊の部隊編成単位の一つで、旅団より大きく、軍団・軍より小さい。連隊は旅団の下、大隊より上にあたる。大隊以下は中隊、小隊、分隊、班、組の順である。父の所属した歩兵第二百二十連隊というのはこの第三十五師団に編入されていた。この時の連隊長は見城五八郎大佐（昭和十四年三月九日よりこの任）で父の写真帳に写真①が残つていた。

山西省晋城県というのは現在晋城市があるあたりだろう。地形図で見ると平原にある新郷から西の方角の山岳地帯にある。晋東作戦というのは晋城県の東部で行う作戦という意味だと思う。背囊を背負い、フル装備をした写真②の裏には「山西山嶽戦を引き受けた討伐前の剛勇者」と書いてあるからこ

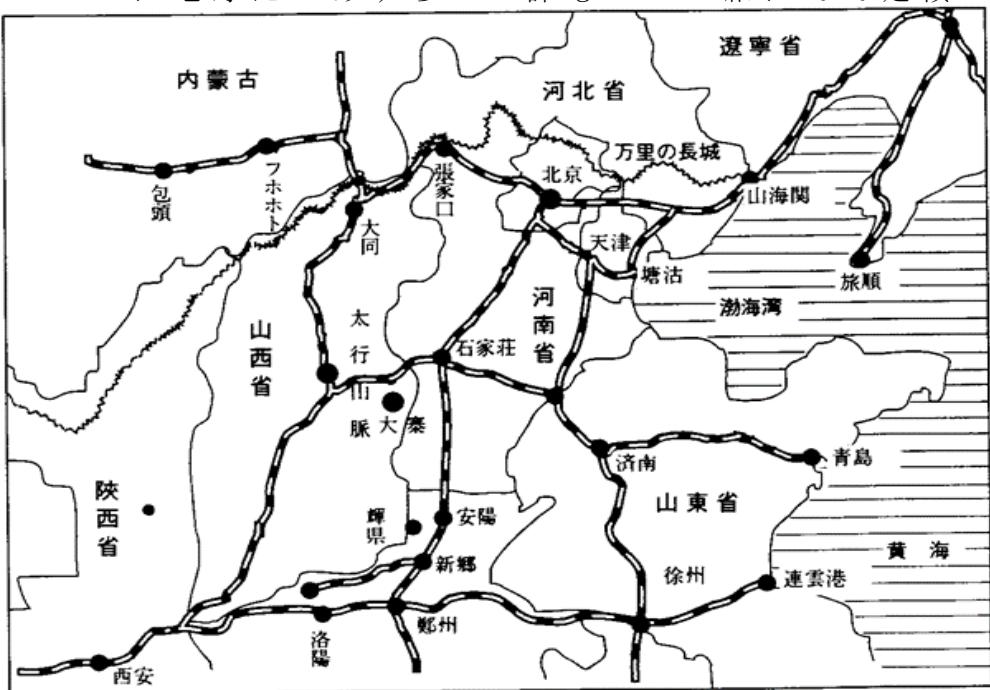
の時の写真に違わない。

負傷した黒石嶺という場所を特定しようとしたがででしきなかつた。ここで初めて戦傷患者になつた。次頁の心細い写真③は多分この時のものである。この時の傷跡は私も見たことがある。詳しくは別稿で書く。詳しく述べてから野戦病院に入院するのに被弾してから野戦病院から駐屯地に移つた模様で、そこを「退院して八月二十九日に原隊復帰」と軍隊手帳には書かれている。

戦病院から駐屯地に移つた模様で、そこを「退院して八月二十九日に原隊復帰」と軍隊手帳には書かれている。

十月十九日 天皇陛下より御菴（ロウ／煙草）下賜せらる。

十月二十七日より十月三十一日まで警備地区内秋季討伐作戦に参加。



十二月一日 上等兵。

この時の写真が陸軍防寒帽をかぶつた姿だ。（写真④）その写真の裏には「無事諸○（判読不能）の戦闘を了へて目出度く三星を授けられた。光榮余りある初冬の影」と書かれている。肩に上等兵を示す三つ星の肩章があるのが見える。一階級上がると分隊内では神様のような存在だつた。兵役は通常二年なので上等兵ともなると分隊内では後は一等兵だ。軍隊の生活に慣れて威張りくさつていられたらしい。

昭和十五年（一九四〇年）

四月二十三日より四月二十八日まで春季晋南作戦に参加。

四月二十九日 叙勲八等授白色桐葉章。

四月二十九日より五月二十五日まで昭和十五年度黄河河畔春季攻勢破○（判読不能）作戦に参加。

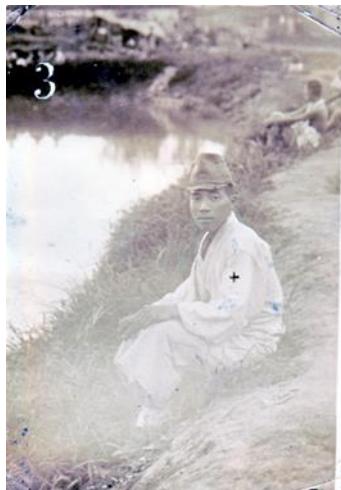
七月十八日より八月二十九日まで河南省商邱県帰徳付近の警備。（写真⑤）

九月三日 より河南省汲縣付近の警備。

九月十五日 陸軍上等兵（勅令第五百八十一号に依る）。

十二月一日 陸軍兵長を命ず。（写真⑥）

兵長は「陸軍兵等級表ニ関スル件」（昭和十五年勅令第五八一号）に基づきこの年の九月に新設されたものである。だからこの勅令に基づき九月三日に改めて上等兵になつたことにし、さらに十二月一日に下士官見習いのような階級である兵長になつたのだと思う。この制度改定の理由を調べると、二等兵は内地等で教育中のことが多いので、戦地にある兵卒はそれまで上等兵と一等兵のみであるのが原則であった。ところが昭和十二年に始まつた日中戦争の長期化に伴い、現役満期（通常の陸軍徴兵は当時二年）即日再召集される場合が増加し、古参一等兵や古参上等兵が増加し、人事運用上の不都合が生じるようになつていつた。そこで、上等兵の上に兵長を設けることとなつた。



写真③ 負傷療養中の武雄



写真② 「山西山嶽戦を引受けた討伐前の剛勇者」



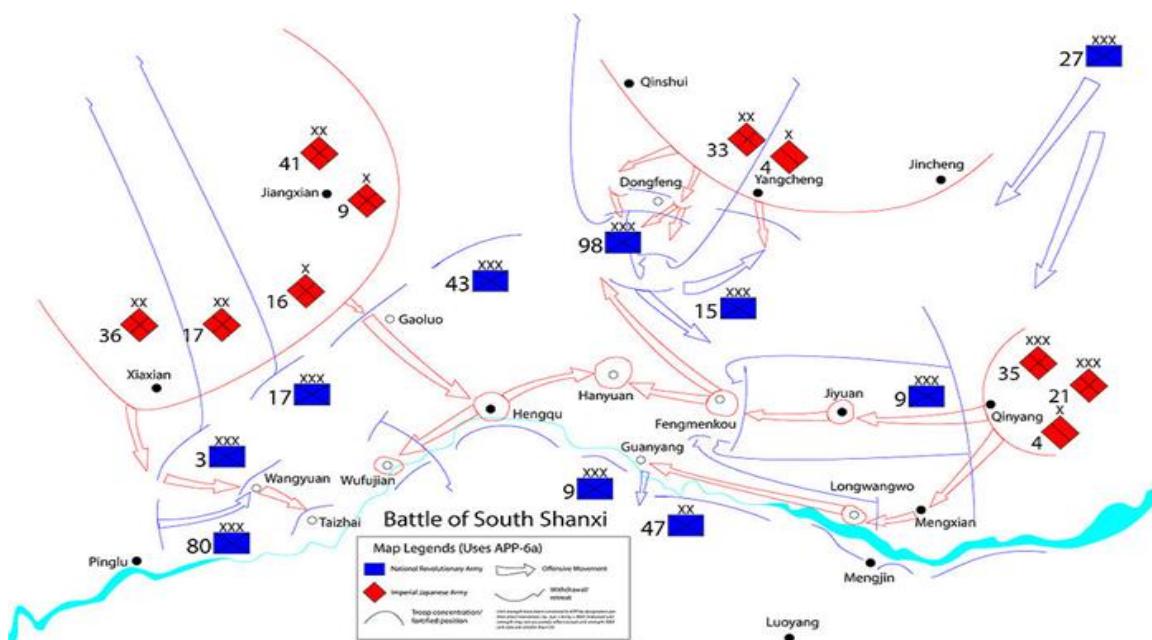
写真① 見城連隊長（大佐）



写真⑤ 「商邱県帰徳付近の警備」と思われる頃の写真、中央左が武雄



写真④ 上等兵になった武雄



図① 中原会戦図（赤：日本軍、青：中国軍、数字は師団や連隊名と思われる。第 35 師団は図右）

十二月十六日 傅從武官を差遣せられ御煙草を下賜せらる。

十二月二十三日より二十五日まで李旭東軍討伐戦闘に参加。李旭東軍といふのは中華民国の正規の軍ではなく軍閥であろう。

昭和十六年（一九四一年）

二月二十八日 下士官勤務を命ず。

三月から武雄の所属する第二百二十連隊の連隊長は栗栖猛夫少佐になり栗栖部隊と呼ばれる。見城大佐はこの年の八月に少将になった。

四月十日より四月二十日まで冀豫邊地区共産軍剿滅（ソウメツ／すつかり滅ぼしてしまうこと）作戦に参加。

当時中国側は蒋介石率いる一番大きい軍隊である重慶政府指揮下の中国国民党の他にも毛沢東等が率いる共産軍（八路軍）や地方軍閥などバラバラに行動していた。この当時の共産軍は日本軍の討伐により相当戦力が弱っていた。

五月一日より六月十五日まで中原会戦に参加。（図①参照）

中原会戦とはインターネット百貨辞典ウイキペディアにも載つてゐる程の大きな会戦だつた。この会戦は昭和十六年五月から六月の間に山西省南部で行われた戦いである。日本の北支那方面軍が中国第一戦区軍の包囲殲滅を狙い、中華民国国民革命軍二十六個師団約十八万人を帝国陸軍六個師団と二個独立混成旅団、一個騎兵旅団約四万人が襲つた。中国側の遺棄死体約四万二千、捕虜約三万五千、日本側は戦死六七三人、負傷二二九二人という日本の圧勝であった。陸軍六個師団の中の一つが武雄の所属する第二百二十連隊を含む第三十五師団で河南省方面から攻撃に加わつたと書かれている。

五月二十二日 軍令陸甲第十五号により第三十五師団編制改正下令。

七月三日 歩兵第二百二十連隊第七中隊に編入。同月五日 編成完結。

七月二十二日 北支河南省淇縣東方約五糝（ km ）京漢線警備のため五六〇分哨に服務中敵襲を受け敵弾のため左前胸部盲管銃創兼下口唇擦過銃創を受け新郷陸軍病院に入院。

この時父は胸と顎に敵弾を受けたため倒れて「もうだめだ。」と覚悟したら

しい。そしてどのくらい長い時間かわからないが戦場に放置された。そして後から来た部隊に「おつ、こいつはまだ生きている。」と言つて拾われたといふ。この時の銃弾は心臓の手前で止まつており、取り出すと命が危ないといふことで取り出さなかつたと聞いた。この胸の弾と左顎にあつた弾の二発は生涯取り出されることはなかつた。私が子供の時、顎の弾を外側から触らせてくれた。五ミリほどの小さな丸い弾だつたことを覚えている。

八月十二日 北京陸軍病院に転送。

この時の写真は何枚か残つてゐるが場所を唯一特定できるのが有名な頤和園で撮つた九月十三日の写真⑦だ。写真裏には「萬壽山行軍記念」と書かれている。当時療養中のリハビリのための散歩であつても軍務に就いている事にしたかったのだろう。

十一月十九日 同病院退院。
十一月二十一日 原隊復帰。同月二十二日 傷從武官を差遣せられ御煙草を下賜せらる。

昭和十七年（一九四二年）

三月一日 任陸軍伍長。同日第七中隊付を命ず。（写真⑧）

陸軍伍長から軍曹、曹長までを下士官と呼ぶ。分隊（十から十二人くらいで部隊の最小単位）の長は大抵このクラスが率いる。（写真⑨）

軍隊手帳ではこの記述の後に棒線が引かれた三行が書いてある。悲しいことに本来ならこの日を以て現役満期除隊だつたのだが戦争が長引いているので除隊を取り消され、三月二日に再召集を受けて兵役を延長された模様である。（昭和十六年五月一日より昭和十七年七月〇日まで歩兵第二百二十連隊第七中隊に在りて支那事変勤務及び大東亜戦役支那方面に従事す）

三月三日 新鎮（？）付近の戦闘に参加。（写真⑩）

四月十六日より四月十八日まで魏賢集（河南省〇【判読不能】縣）付近匪團第二次討伐に参加。（匪團とは軍ではなく賊徒のこと）

五月六日より五月九日まで第二次冀南作戦に参加。

七月十日 満支国境通過（山海関）



写真⑦ 北京陸軍病院での療養期間中
(9月13日頤和園萬壽山行軍記念と裏には書かれている。)



写真⑥ 兵長の武雄



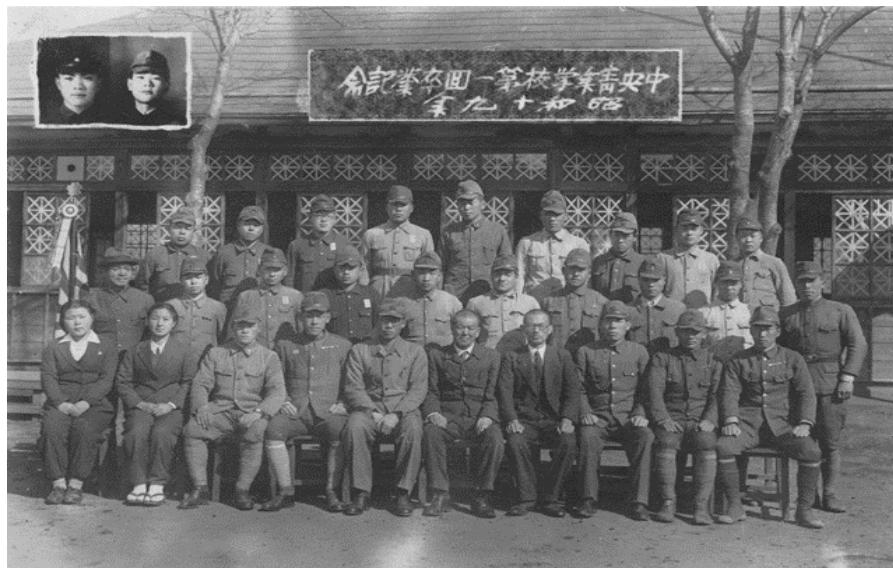
写真⑨ 伍長の時小さな部隊を率いていた。
武雄は最前列中央。後列は全て捕虜にした
中国兵（全員逃げられたそうだ）



写真⑧ 伍長の武雄



写真⑩ 後ろ中央が武雄



写真⑪ 中央青年学校で軍事教練の教官をしていた武雄（中列一番右端）

ここでやつと除隊になつて帰国することになり、敵領である中国（支那）から当時の支配下にあつた満州国へ入る。その通過場所が有名な山海关であつたようだ。

七月十四日 鮮満国境通過（安東）
七月十六日 釜山出帆。
七月十九日 宇品港上陸。東部第六部隊に転属。
七月二十日 屯營帰着。
七月二十五日 満期除隊。善行証書を付与す。（この時武雄は満二十三歳だった）

昭和十七年（一九四二年）七月から昭和二十年一月までの二年半

三月二日 編成第三中隊に配属。
三月七日 編成完成。
三月十六日 派遣のため屯營出発。
三月二十日 横浜港出発。
三月二十一日 八丈島新港上陸。
三月二十二日より六月三十日まで昭和二十年度第二次八丈島防衛作戦に参加。昭和二十年八月十五日より十月七日 八丈島駐屯及

十月八日 八丈島新港出帆。
十月九日 伊東に到着。
十月八日 召集解除。
十月九日 伊東に到着。
十月八日 任陸軍軍曹。

（平成二十七年一月記す）

軍歴ではないが、在郷軍人としての履歴を書こう。
この期間武雄は兵役から解放されて故郷に在り、家業の農業や相模湖のダム建設で土木作業に従事していたそうだが、傍ら三ヶ木にあつた中央青年学校で軍事教練の教官をしていたそうである。（写真⑪）特に銃剣術（白兵戦の時に銃の先につけた剣で槍として使う術）は得意だった。

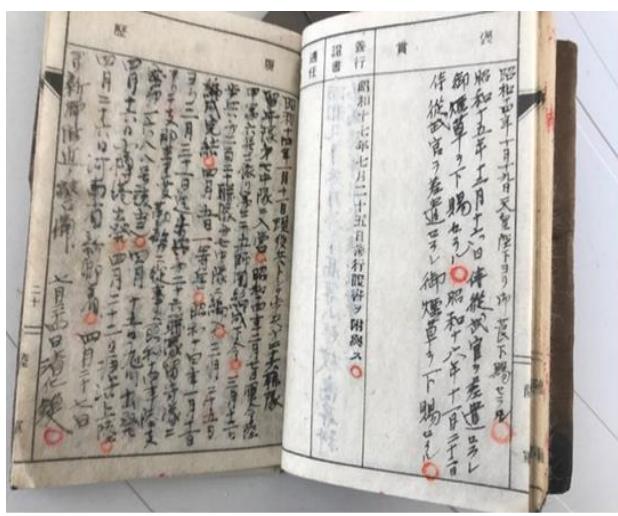
この学校の校長先生が奥津アイ子（母）との仲をとりもつて昭和十九年四月三十日に結婚したと聞いた。結婚式らしいものは行わなかつたそうだ。健康な若者が皆戦争に行つてしまつて女も結婚相手がおらず大変な時期だったらしい。



昭和二十年（一九四五年）

二度目に召集されて派遣された先は八丈島であつたが、この時は米軍を迎え撃つための塹壕掘りばかりで、結局米軍が素通りしたために硫黄島のような戦闘はなかつたようである。写真も残つていないがこの時は妻のアイ子との間の手紙がたくさん残つている。その間の経緯は別稿「母が大事にしていた書簡集」で書く。ここでは軍隊手帳に書かれた記述のみ転載する。

二月一日 臨時招集に依り東部第六十二部隊に応召。同月同日今村隊に編入。
(この時武雄二十五歳)
二月六日 軍令陸甲第二十一号在内地朝鮮師団及独立混成旅団警備旅団等臨時動員下令。
二月二十八日 編成第一日。
三月一日 第一四二三二部隊転属



はしがき

この度、藤野歴史同好会の村田氏が『石老山』第十九号で「寸沢嵐村文書」その一として、寸沢嵐村と与次右衛門に関する史料等を会報に掲載し公開された。私も地元相模湖若柳村住人でもあり、期を同じくして同様な歴史研究史料からの執筆もあり、地元当事者として長年調査研究した成果を今回の相模湖歴史研究会報・阿比乃中山、第三号に掲載してみた。旧相模湖町の過去である内郷村、更には江戸時代の寸沢嵐村・若柳村を振り返る人達の歴史研究の一助となれば幸いである。ただ、相模湖地域外の方には内容的に理解に難しい箇所があり、その点、御海容をお願いします。今回の掲載は一部であるので、機会を見てその二、その三を掲載してみようと思う。

三、寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一

一、まえがき

この内郷地区は、江戸時代以前は若柳村一村であったが、江戸初期、若柳村から寸沢嵐郷が分れ、旗本貴志弥兵衛正吉の私領と成了た。貴志家が断絶すると、旗本貴志弥兵衛の私領だった寸沢嵐郷が上給され、寸沢嵐郷も幕領に成り若柳村と共に寸沢嵐村となり二村となつた。旗本貴志弥兵衛は寸沢嵐を知行すると、村内からお気に入りの百姓、江藤与次右衛門を名主にした。貴志家断絶後も、幕府直轄領と成了た寸沢嵐村の名主には、依然与次右衛門が守屋左太夫（行廣）代官のもと、その役を務めている。しかし、四年後、名主与次右衛門は「百姓との野論」の罪にて守屋左太夫行廣によつて処刑された。この与次右衛門処刑伝説は今も尚、沼本や寸沢嵐地区に伝わる有名な伝説と成っている。この幕府直轄領となつた若柳村、寸沢嵐村の二村状態は、降つて明治二十二年三月迄続き、そして、四月一日の市町村制施行により若柳村と寸沢嵐村が合併して内郷村と成了た。

二、寸沢嵐村の分村について

イ、若柳村から寸沢嵐郷の分割

内郷（元若柳村・寸沢嵐村）地区は、江戸時代以前は、若柳村一村でその中に小名として「寸沢嵐（又は寸嵐）」の呼称があつた。若柳という名が古文書等で初見出来るのは、足利時代の二代将軍、足利義詮書状（貞治六年没、一三六七）の中に記載があり、「若柳」の地名を見る事ができる。この書状は足利尊氏が将軍になつて鎌倉極楽寺へ舍利会料所として寄進した奥三保内の若

柳外二ヶ所を、二代将軍と成つた義詮が安堵した書状である。

*足利義詮書状

当寺舍利会料所相模国毛利庄奥三保内、若柳・日連・牧野等事、故將軍家御寄進状一見候訖、不可有相違候哉、恐恐謹言

四月二十一日

義詮（花押） 極楽寺長老

その後、小田原後北条時代の、第三代、北条氏康が永禄二年（一五五九）作成した『北条衆所領役帳』は北条家臣の村々の軍役の賦課状況を掌握する事が出来る史料があり、その中の津久井衆という項目に津久井の村々に住む北条家臣の名前が書かれている。その役帳中の村々には寸沢嵐村は無く、若柳村のみの記載しかない。この北条衆所領役帳には後北条の侍五百六十四人の中に「津久井衆」として五十七人が記載され、若柳村としては次の通りである。○内は筆者記述

*北条衆所領役帳 津久井衆之内若柳村

二貫五百文	正覚寺
四貫二百五十文	山口大炊助
三貫八百七十文	同（山口）雅樂助
二貫文	同（山口）侍者
一貫六百文	鈴木
一貫六百七十二文	三富
二貫三百二十七文	野呂左京亮屋敷
二貫六百文	同（野呂）中納言
十五貫文	大和守所務

この当時から今現在の子孫まで、正覚寺、山口大炊助、同雅樂助、同侍者は若柳村字山口に、鈴木は若柳村字奥畑に住居し問題はないが、古来より地形的に小名寸沢嵐にあるべき野呂家先祖、野呂左京亮屋敷、同中納言がこの若柳村に属している事は、永禄二年に於いては、若柳村の中に小名として「寸沢嵐」が含まれていた事が分り、この為、内郷地区は江戸時代以前は若柳村一村であつた事が理解される。

天正十八年（一五九〇）七月、豊臣秀吉は、後北条氏が立て篭もる小田原城を攻め降伏滅亡させた。直ちに徳川家康が豊臣秀吉の命を受けて、関東に

入国するが、それと同時に家臣の知行割を行い、若柳村は幕府の直轄領に、若柳村内寸沢嵐郷は小身の旗本貴志弥兵衛正吉に私領として若柳村から分割し与えた。貴志氏に与えられた領地は、寛政重修家譜（江戸時代の寛政時代に作成された、大名旗本の系図を記載）に依ると「津久井に於いて、采地七百石を給う」とある。しかし、慶長九年（一六〇四）辰に書かれたと思われるこの古文書「津久井若柳郷下成物割付」（公文書館蔵、寸沢嵐村古文書年貢状①）写真1には「津久井若柳郷の二百石は、貴志弥五郎殿所務有るべき・・・・と知行割を担当した代官頭の一人、彦坂小刑部元正が旗本貴志弥五郎に所領安堵の文書を発行している。この貴志弥兵衛に与えられた采地高の相違について寸沢嵐村の年貢割付状等を調べた結果、寛文元年（一六六一）十月十七日付の御年貢請取り書状（「寸沢嵐村丑之御年貢可納割付之事」県公文書館蔵、状⑯）野村彦太夫→名主百姓中）には、寸沢嵐村は石高二百七十七石七斗三升五合で高合五十五貫五百四十三文とある。また、寛文以前の同じく寛永七年十月二十日付の年貢割付状（「貴志弥兵衛上給寸沢嵐村午之御成ヶ可納割付之事」同館蔵、状⑨）守屋佐太夫→名主・百姓中）にも、石高の明記はないが五十二貫九百九十二文とあるので、寸沢嵐村の石高は二百五石程度となる。これらを考えて見ると、寛文四年、久世大和守が行つた総検地（一六六四）以前を考えた場合、当初、旗本貴志弥兵衛正吉の宛がわれた所領を考えると、寛政重修家譜の七百石ではなく、実際は二百石余りと見られる事が出来る。年代を降つた寛文四年の総検地では寸沢嵐村は七百七石八斗二升二合と成つていて、寛政重修家譜の貴志弥兵衛正吉が津久井郷に賜つた七百石と近い数値に成つていて。これは寛政に書かれた重修家譜が寛文四年検地の石高を基に書かれたからであろう。当初旗本貴志家が私領として宛がわれた領地は慶長九年辰と思われるこの古文書にある通り、若柳郷の寸沢嵐二百石と見るのが妥当である。

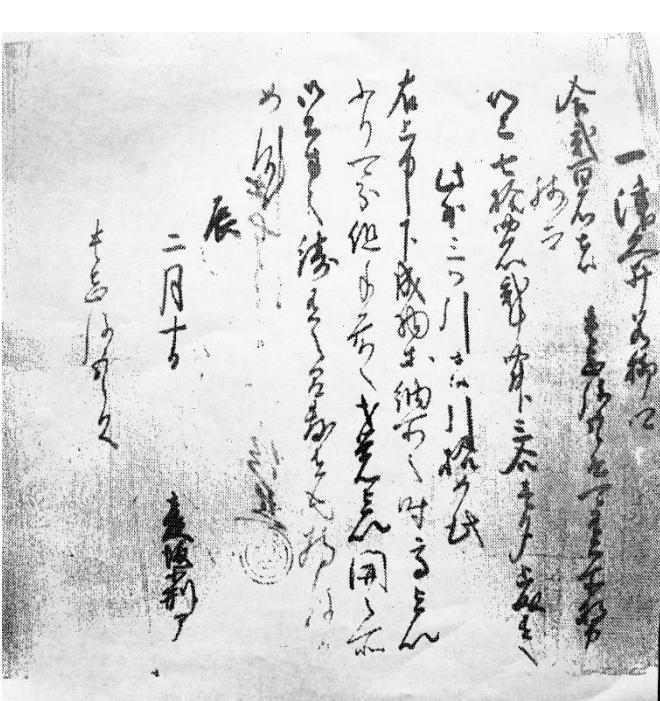


写真1 「津久井若柳郷下成物割付」
(公文書館蔵、寸沢嵐村古文書 状1)

以上七拾四石貳斗五升三合一勺上成有之
右上申下成物等納所之時高を以
奉り可分、但手前之才覚を以開之所
御公方之綺有之間敷者也、為後日
如件

辰

二月十日 貴志弥五郎殿 彦坂小刑部

津久井若柳郷の貴志弥兵衛への寸沢嵐分割古文書、「津久井若柳郷下成物割付」（公文書館蔵、寸沢嵐村古文書 年貢状①）写真1と裏書の全文解説は次の通りである。尚、裏書「伊熊」とは彦坂小刑部元正と同様、代官頭であった伊奈熊藏忠次（備前守）の事である、この古文書の詳細は次会報に掲載予定である。

・裏書——午七月十日 伊熊

一、津久井若柳郷

合式百石者 貴志弥五郎殿可有所務
残而

尚、『城山町史⁶ 通史編近世』によると後述する寛文四年の総検地では、年貢の記述方法が全面的に永高制から石高制に切り替わり、また、古高に検地での新高を加えたものが村高となつていてという。城山町史には「津久井領諸色覚書」を基にした、津久井各村の「寛文検地前後の村高変化表」の記載があり、その中の寸沢嵐村を見ると、寛文四年以前の古高は「二百七十九石八斗六升五合」で、新高は四百二十七石九斗五升七合、合わせた村高は七百七石八斗二升二合で、寛政重修家譜の貴志弥兵衛正吉の項での「津久井若柳郷七百石を賜う」とほぼ一致が見られ、寛文四年の古高「二百七十九石八

斗六升五合」は、先述、寛文元年十月十七日付の御年貢請取状の寸沢嵐村は石高二百七十七石七斗三升五合と「二石ほどの」差で、ほぼ、同じと見ることが出来る。

口、天正十一年、慶安二年、元和五年古文書と千木良村當所根元記「寸沢嵐」という名の古文書等での初見は、天正十一年（一五八三）四月十一日付の古文書（元大神田大三家藏、現正覺寺藏 冊一）写真3・4・5にあり、北条氏政公より一貫五〇〇文を、津久井の各村の地侍に与えると言う内容である。そして、寸沢嵐では「平井中作、長田九兵衛」が、若柳は「榎本ちくご」と言う人物に宛がわれている（村の名は無く小名のみ記載）。この事から、天正年代に於いて、すでに小名「寸沢嵐」と言う地名が若柳村にも存在していた事を示している。しかしこの古文書は、江戸時代の頃、書写されたもので書かれた年代は不明である。この古文書の信憑性については、若柳村の江戸初期の古文書（慶安二年、一六四九）の最初に「寸沢嵐村名主、先々は若柳村ちくご」と申す者、当年五十八年以前は両村の名主役、ちくごと申す者名主仕り候・・・（写真2）とあつて、慶安二年の五十八年以前は天正十九年（一五九一）となり、この時、若柳村名主「ちくご」が寸沢嵐は天正十九年（一五九一）となり、この時、若柳村名主「ちくご」が寸沢嵐に申す者名主仕り候・・・」と云う人物が居たかどうかは、全くの不明であつたが、この慶安二年の古文書の記載の発見で、「榎本ちくご」の存在を明らかにする事ができたのである。その為、天正十一年の古文書に書かれていた津久井の地侍や、若柳、寸沢嵐の地侍の存在の信憑性は確かな事が分かる。以上の古文書二通は、天正年間のこの津久井地域の地侍がどのような人物であつたかを私達に語つてくれる重要な古文書となつてている。尚、天正十八年（一五九〇）七月、徳川家康は関八州を秀吉から与えられ、江戸へ入り知行割を行うが、若柳村内の小名寸沢嵐郷は旗本貴志弥兵衛正吉に宛がわれた。また、写真2には「貴志弥兵衛様御知行ニ廿六年御取上被成候へとも・・・」とあり、貴志弥兵衛は二十六年間、寸沢嵐郷を知行したことが分かり、貴志弥兵衛正盛が元和四年（一六一一八）九月朔日に死して御家断絶上知されるから、これより二十六年を引くと、文禄元年（一五九二）辰で、文禄元年から貴志弥兵衛正吉は寸沢嵐郷を処務したことが分かる。先述より文禄元年以前の天正年間頃は若柳村名主は「榎本ちくご」で、その若柳村へ貴志弥兵衛正吉が私領として寸沢嵐郷を宛がわれ、若柳村内が分割された事になる。貴志弥兵衛の若柳村分割知行についての詳細は第四章で述べている。（次の会報掲載予定）写真2の慶安二年丑ノ拾月「恐乍返答書を以申上候御事」（神奈川

県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪別状2古文書解説全文は次の通り。

恐乍返答書を以申上候御事

寸沢嵐村名主先々者、若柳村ちくごと申す者当年五十八年以前者、両村之名主彼ちくごと申す者名主仕候、其後貴志弥兵衛様寸沢嵐村御知行ニ御取上被成候ニ付、貴志弥兵衛様御意ニて与次右衛門と申もの先年カ百姓ニ御座候を貴志弥兵衛様御見立被成、寸沢嵐村与次右衛門ニ名主被仰付候も、何ニても名主給分ニ不被下候、貴志弥兵衛様名主与次右衛門ニ田地給分ニ被下候と申上候ハ百姓偽ニテ御座候、貴志弥兵衛様御知行ニ廿六年御取上被成候へとも、何に候も給分ニハ不被下候、守屋佐太夫様御代官所ニ罷成六年と申もの名主与次右衛門仕候間、御公儀様カ御仕置ニ被仰付候て、かの与次右衛門田地古佐太夫様我等ニ子ノ三月カ御預ケ被成候ニ付、御手形を仕只今迄預り申候、百姓申分ニ貴志弥兵衛様御代々時分カ彼与次右衛門田地給分ニ被下候と申上候ハ、伊右衛門百姓偽ニ御座候、此与次右衛門田地之儀者御公儀様御けつしよニあかり申候田地ニテ御座候を、古佐太夫様我等ニ御預ケ被成候ニ付、御手形を仕、預り置申候を只今百姓ハ名主給分ニ御座候と申上候ハ偽ニ御座候事。（以上は写真2の解説）

一御代官古佐太夫様カ預り申田地ニ御座候間、百姓伊右衛門方へ返し申間敷一候、御代官御用ニ候は、何時成ともさしあけ可申候事

一伊右衛門我等相談致、郷中指引仕候御年貢勘定も伊右衛門我等出合仕候て、御代官様へ御年貢指あけ、皆済御手形ニも孫右衛門・伊右衛門と被下候、御尋候ハ、皆済手かたさし上可申事

右之條々御尋ニ候ハ、口上ニテ可申上候、以上

慶安弐年丑ノ
拾月

寸沢嵐村
孫右衛門

御代官様

若柳、寸沢嵐村の地侍又は土豪を考えると写真4・5の古文書に記載の様に、寸沢嵐としては「平井中作」、「長田九兵衛」が、若柳としては「榎本ちくご」の記載があり、現在、平井姓は若柳にも存在するが、寸沢嵐としての「平井」は、近年には津久井湖築造の為、沼本地区の住人の多くが相模原市緑区二本松に移転したが、その中には平井姓を持つ家があり、墓地調査では

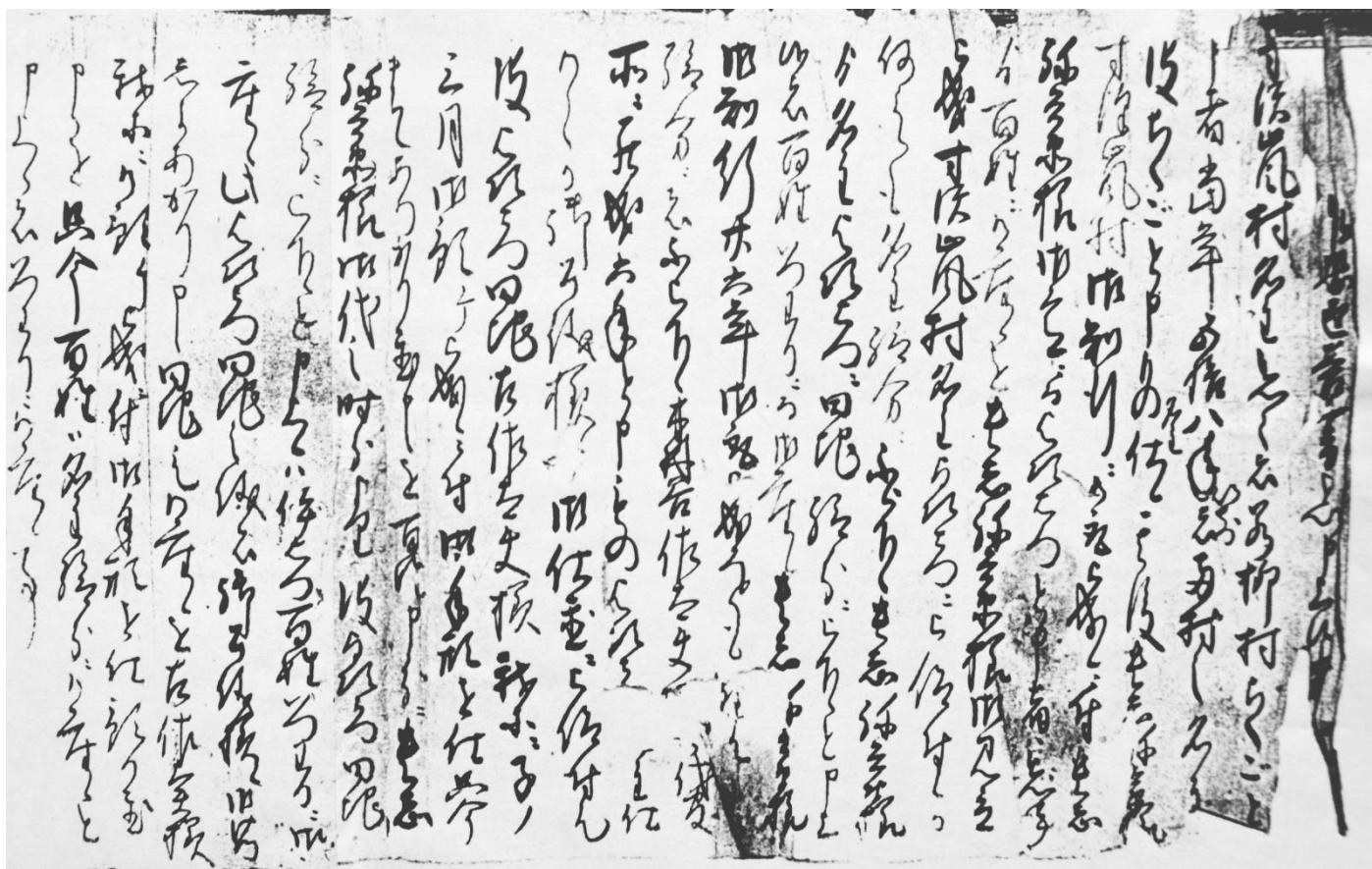


写真2 (後半部省略) 慶安二年丑ノ拾月 「恐乍返答書を以申上候御事」
(公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪・別状2)

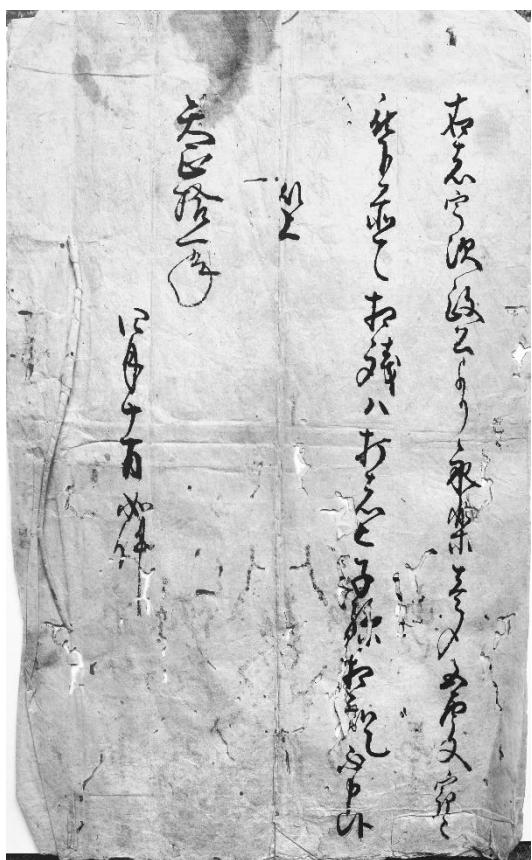


写真3 天正11年4月11日
「右者北條氏政公より壱貫五百文・」

九軒ほど存在している事から、寸沢嵐の地侍「平井中作」は江戸時代より寸沢嵐の沼本や若柳地区での存在を確認する事ができる。「長田」に関しては、戦前戦後を通じて若柳・寸沢嵐村には存在しない苗字であるのでその子孫は不明であるが、先述の沼本地区に寛文四年寸沢嵐村検地帳に九兵衛があり、代々俗名は九兵衛を名乗り、この家の子孫の苗字は「大神田」である。「長田九兵衛」が「大神田九兵衛」と、読み方の宛字により変化したとも考えられるが単なる推測にすぎない。しかし、この沼本地区は相模川と道志川の合流地点で、江戸時代以前より水運の重要な拠点であった、高瀬舟の船着き場や問屋場等が発達、江戸時代では良質の道志川の「鼻曲がり鮎」として鮎が将军に献上されている。この様な地理的条件は、他国よりの人の往来場所であり、江戸時代以前、此の地へ他国からの有力人の土着も考えられ、若柳・寸沢嵐村の地侍や土豪、有力本百姓を考える上で重要な要所が沼本である。古文書(写真5)での若柳・千木良の「榎本」の姓は、先述の如くこの地域には多く存在し、道志、奥畠、若柳地域に榎本姓が多い。写真4の天正十一年四月十一日付古文書は「津久井村々の地侍名」を記しているが、千木良として「千義郎 榎本八郎右衛門・伊与」とある。これは、千木良に榎本八郎右衛門と榎本伊与なる地侍がいた事を意味する。千木良に遺る古文書『當所根元記』(写真6)は書かれた年代不明であるが、「榎本伊与・八郎右衛門」について「八郎右衛門ハ伊豫國道志來り、又奥畠江越、奥右衛門セハ相成長尾来、永禄十二年ニ文入手代と成、榎本伊与と云、文入落後長尾も宿村宇毛庄左衛門つぶれ跡へ引越、伊与を八郎左衛門ト改・・・後略」とあって、「榎



写真5 若柳の「榎本ちくご」名 (写真2抜粋)

本伊与・八郎右衛門」は、伊予国からやつて来て、寸沢嵐郷の道志にまずは落ち着き、その後若柳村の奥畠へ引越し奥右衛門の世話になり、千木良の長尾へ行き、永禄十二年（一五六九）の三増合戦の時、文入家の手代になり榎本伊与と言う様になつたとある。そして、長尾より宿村の潰れ跡へ引越しして伊与を八郎右衛門と改めたとある。榎本が道志に来た事については、筆者作成の元和五年、貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳の耕作高順位表を見ると第八位に一貫三十二文で道志住人の「榎本」が居る。この時代苗字を検地帳の名請人として記載されている事は、土豪名主や地侍と同様の地位と見て良い。また、貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳の一部であるが（写真7・8）、現道志・沼本地区に名請耕作人として「榎本」と「伊よ」、そして、後述する江藤与次右衛門の菩提寺開基の「宗首座」の名の記載もある。その記載部を写真で示した。これらの古文書より、千木良の『當所根元記』が確かであるならば、千木良の「榎本」姓の「伊与・八郎右衛門」の根元が道志に有る事を推測できる。そして、現在の道志の榎本、奥畠の榎本、千木良の榎本もその

一八郎右衛門ハ伊豫國カタシマ道志來り、又奥畠カミシマへこし
奥右衛門カミガメイモン迄世話ニ成長尾カミノテへ來り、永禄十二年ニ
文入手代と成榎本伊代と云、文入落後長尾カミノテ
宿村宇毛庄左衛門潰跡カツヅクへ引越、伊代を八郎右衛門と
改、子供二人有一子ハ太郎右衛門二男七郎左衛門、太郎左衛門ハ
溝ノ尾カミノテへ分地仕り長左衛門ト云、長左衛門隠居、重三郎

写真6 千木良 榎本 當所根元記（年代不明）より抜粋

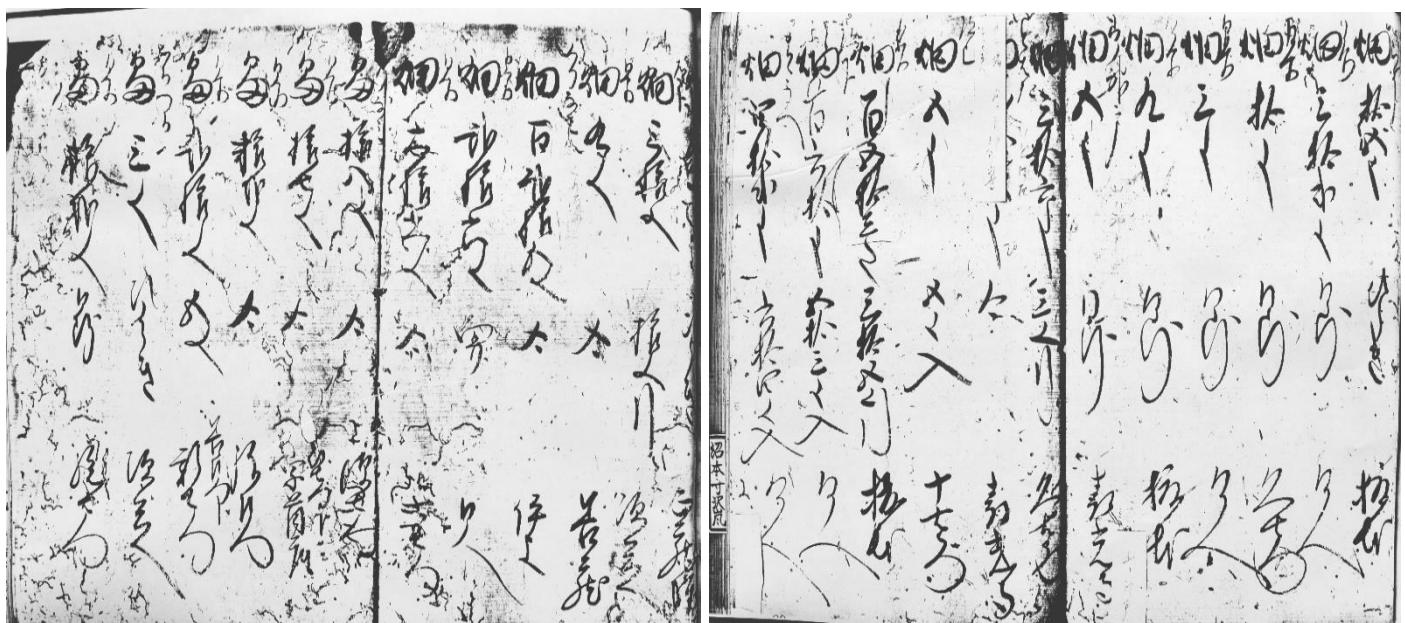


写真 8 貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳 伊よ 宗首座

写真 7 貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳 榎本

先祖は、以上の様な古文書推察から祖を一にしている事が伺えるのである。道志の「伊よ」という耕作人については、「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」に耕作高総計二百五十七文の記載があり、耕作地の地字も道志地区に相当している事から、元和年間以前は道志には「榎本」と関係した「伊よ」も居た事が推測される。千木良での「榎本伊与」と時代的に相違があり詳細は判らないが、千木良根元記で「・・・永禄十二年ニ文入手代下人榎本伊与と云・・・」とある事は、道志での「伊よ」も千木良へ移った榎本家子孫やその一家と見て良いかもしれない。更に筆者が平成五年、道志地区墓地調査を調査した結果によると某榎本家の墓地内に「清光院殿陽翁宗陰居士 寛永二丑四月二日 榎本氏孝子」を刻んだ墓があり、「清光」は道志にある禪宗「清光寺」の名を取ったものと思われ、榎本家は清光寺の開基と推測される。以上のように天正十一年、北条氏政公より津久井地侍へ一貫五〇〇文宛がわれた古文書にある「榎本ちくご」も榎本姓である事から、「ちくご」がこの地若柳・寸沢嵐に住して居た事は間違いない、また、千木良根元記での「榎本伊与」や、貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳の「榎本」、「伊よ」から、榎本家先祖は道志・奥畠・若柳・千木良に根付き、いまこの地域に子孫として榎本姓が多く繁栄している事は、以上の様な古文書からその理由を伺い知る事が出来る。慶安二年の古文書には平仮名で「ちくご」と書かれているが、實際は漢字に当てはめると「筑後」と云う受領名となると思われ、先述した様に沼本地区が相模川を利用した水運業の要所地である事から他国からの出入りがあり、この「ちくご」は筑後（現福岡県南部）方面からの先祖を持つ人物がこの地に土着した可能性がある。また別に、戦国時代小田原北条氏や上級武士から、授与された受領名をそのまま名乗った若柳村の土豪や地侍とも推測できるであろう。

また、詳細は次回の「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その二」に譲る事にするが、江藤与次右衛門と関係地の寸沢嵐に当相模湖歴史研究会会員の江藤建市家があり、この家の過去帳には先祖として「長性院秋月道金居士 元亀二辛未年 八月十五日 江藤和泉頭」がある。江藤家の先祖は官途名「和泉いづみ」であつた事が分る。江藤家の本家分家の関係は定かではないが、江藤与次右衛門も江藤和泉頭と祖を一にしていたことが伺える。相模川を遡り沼本の地へ着き、先祖が本貫地の官途名「和泉」の江藤家後裔が、大阪方面からこの寸沢嵐へ土着したものと推測できる。

ハ、貴志弥兵衛正吉・正盛

天正十八年（一五九〇）八月朔日、徳川家康が江戸に入城、家康の三百年

に渡る支配が始まった。家康の家臣に対する知行割は江戸中心域を幕府直轄地（天領）に、中間域を自身の家臣に、外周域には大身の家臣を配置する知行割を行つたと云われる。この知行割は伊奈熊藏忠次、彦坂小刑部元正等の代官頭が当り、津久井の大部分の幕府直轄領の初代代官は彦坂小刑部元正が任命され、慶長七年（一六〇二）より九年迄の三年間津久井を支配した。家康は関東入国後、北条・武田の家臣であつても優れた才能や技術のある者は進んで自分の家臣として登用したと云われ、代官頭彦坂元正の下代として働いていた八王子城主・北条氏照の家臣に「貴志吾助」と云う者が居り、この者は若柳村の分割で一方を知行した貴志弥兵衛と祖を一にする関係にあつたとされる。つまり、彦坂小刑部元正と貴志弥兵衛も親密な主従関係があり、家康の知行割の際には、代官頭彦坂元正の影響力で、八王子近辺の津久井若柳郷の一部寸沢嵐郷を、貴志弥兵衛正吉に分け与えたと推測できる。

寛政重修家譜に依ると、寸沢嵐を私領として与えられた貴志弥兵衛正吉について、正吉の父は正成と言い、八王子の北条氏照に使えていた武将である事を記し、正吉については「津久井に於いて采地七百石及び廩米を給う。慶長十五年九月九日死す。年四十一。法名玄壽。駿河国山脇村の長源院に葬る。」と記載がある。この葬られた長源院と前述の知行割を担当した代官頭彦坂小刑部元正、貴志家の関係については、平成七年七月号、相模湖町広報の相模湖再発見シリーズの十八「旗本貴志弥兵衛と寸沢嵐（一）」でも記しているが、長源院は曹洞宗の寺で、現静岡市の大谷（くつのや）にあり、徳川、今川、武田家の菩提寺に成つてゐる。最近になつて山積みされた無縁墓石から寸沢嵐郷を知行した「勝運玄壽居士」戒名の貴志弥兵衛正吉の墓が見つかった。また、彦坂小刑部元正の遠孫である、彦坂九兵衛子孫の墓もあり一ヶ寺に貴志家と彦坂家の墓がある事はこの地でも両家の親密な関係が伺える。

また、貴志家との関係で地元に興味ある事が一つある。小田原北条家家臣で、前記『北条衆所領役帳』の津久井衆の一人若柳村の山口大炊助子孫は現在、緑区若柳山口地区に居住している。その山口家系図によると慶長・元和の検地案内人で永禄二年（一五五九）生まれで、若柳郷高岩の城主と云われる山口喜左衛門尉宗一が居り、この妻は系図によると「貴志弥五郎の女」と記している。この貴志弥五郎については若柳村を分割知行した弥兵衛正吉と思われるが、正吉は慶長十五年（一六一〇）に四十一歳で亡くなつてゐる。逆算すると生まれは永禄十二年なので、宗一とは十歳年下と成る。宗一がこの正吉の娘と結婚するには一代の時代の相違がみられるので、正吉の父である貴志正成ならば慶長八年（一六〇三）、六十四歳没しているので一五三九年（天文八年）生まれとなり、正成の娘と宗一が結婚するには可能である。貴

志正吉の父正成は寛政重修家譜によると、「北条氏照に仕え、武藏国阿知免村、野辺村、栗木村、安松庄を領す。」とあり、八王子近郊に住居していた。この貴志正成の娘が武藏国から津久井若柳郷の山口家に嫁いだとするならば、先述の天正、慶長初期にかけての山口家と貴志家の血縁関係は、山口喜左衛門宗一と義兄弟が貴志正吉という事に成り、貴志家私領寸沢嵐の知行も優位に働いた事であろう。しかし、一般に言われる様に家系図には創作が多く注意を要するので、地方の古文書からの事実究明が大事と成る。

十八歳で亡くなり絶家と成った貴志正吉の子は正盛であるが、寛政重修家譜には「・・・元和四年九月朔日死す。年十八。法名玄勝。津久井の功雲寺と成つて葬る。嗣なくして家たゆ。」とあり、埋葬地は津久井曹洞宗の功雲寺と成つてゐる。若くして亡くなつた貴志正盛菩提の為には、父正吉の菩提寺である静岡の曹洞宗長源院と同宗派の寺と成つてゐるのは偶然とは言えない。しかし、残念ながら貴志正盛の法名「玄勝」を刻んだ墓石は功雲寺境内に現在見出す事は出来なかつた。この正盛の死によつて、私領寸沢嵐は幕府に上給（返上）され、幕府の直轄領寸沢嵐村として、若柳村と同様代官の管轄下に入り、元和五年（一六一九）十一月、日連出身の代官守屋左太夫行廣により検地が行われた。その田畠屋敷を検地した「貴志弥兵衛上給寸沢嵐之郷御地詰帳」は郷土史家・長谷川一郎宅に現在も遺されている。

貴志弥兵衛正吉の寸沢嵐郷の知行は屋敷や陣屋を自分の所領寸沢嵐には持たず、江戸の旗本屋敷に住みながら支配していた様で、実際、寸沢嵐地区には「陣屋跡」とか「屋敷跡」と云う地字や屋号等も現在見当たらない。また、「貴志」という苗字を持つ家もない。寸沢嵐に長く住む古老人に聞いても「貴志」という名前も知らなく、寸沢嵐が江戸の初期に旗本の支配の私領であつた事さえも知らないのである。この事は旗本貴志弥兵衛正吉が直接自分の私領寸沢嵐の村民支配をしなかつたことがその理由であろう。一般に旗本に所領を与えられると、土地とそこに住む農民一帯の支配を認められた事と成る。しかし、例外として村からの年貢を取り立てる事は出来るが、村民を支配する事の出来ない知行制もあると云われ、（『県史通史編2』）貴志弥兵衛正吉の支配も正に寸沢嵐郷からの年貢取立のみの知行であり、その代り農民の中から村役人を選び、年貢徵収と所領經營を任せた支配知行であつたと思われる。そして、この村役人こそ数々の言い伝えを遺した寸沢嵐村名主「江藤与次右衛門」であつた。（つづく）

相模湖歴史研究会 第二号では尾崎行雄の内郷小学校での講演内容を全文掲載したが、第三号は東京から講演会を取材に来た日本新聞記者・谷河梅人の報告を掲載した。記者を迎える青年会員と興瀬駅の様子や、徒歩にて石老山に向かい顕鏡寺での出来事が興味深い。また二宮金次郎に関する当時の人の思想観にも触れている。ついでに筆者が以前コピーして置いた石老山の戦前写真、地元の人にとっては貴重な写真資料である。

「父の軍歴」は当研究会会員である相模原二本松在住（元寸沢嵐住）江藤建市氏が子孫のために書き溜めた隨筆「相模川の上流」からの抜粋である。戦後生まれの会員諸氏にとっては軍隊について色々と勉強になる隨筆である。写真入りで掲載を快く受諾して頂いた江藤氏に感謝したい。

「寸沢嵐村の分村と与次右衛門伝説」は筆者が執筆中のところ、丁度、他地域での史談会や地域史研究会にも加わり、当相模湖歴史研究会会員でもある地域史研究家・村田公男氏が主宰する藤野歴史同好会会報『石老山』第十九号に、神奈川県立公文書館収蔵の当地域の寸沢嵐村に関する江戸初期年貢関係古文書、並びに与次右衛門伝説史料等の解説文書を掲載された。そんな事もあり、この機会を得て、この地域に住む小生も関連した執筆もあり、地元の皆様にも読んで頂きたく、ここにそれを掲載する事にした。何分、江戸時代前期の寸沢嵐村・若柳村に関する内容で、他地域の方々には分かりにくく、余り興味のない内容かも知れませんが、その点はご容赦を願う。

（山田記）

相模湖歴史研究会会員は常に募集中です。直接、毎月の第二土曜日、時間は夜七時から九時迄、直接、山口の正覚寺へお越し頂いても結構です。また前もって詳細をお聞きしたい方は、次の会員へ連絡して頂いても結構です。

□山口 (042-685-3330) 石川 (042-685-0649) 山田 (042-685-1145)

